

## 『日本観光学会誌』投稿規定・執筆要領

以下の「投稿規定」「執筆要領」は2025年発行の『日本観光学会誌』第66号から適用される。

### ●【投稿規定】

#### 1. 投稿資格

原則として、当該年度の5月末日時点において日本観光学会会員である者に限る。共著の場合は、執筆者全員が学会員であることを要する。

#### 2. 掲載の内容およびその適否

- 1) 『日本観光学会誌』には、会員の未公開の著作および全国大会・支部研究報告会における会員の研究活動を掲載する。
- 2) 会員による著作は、原則として「論文」・「研究ノート」・「調査・資料」・「書評論文」・「実践記録」とする。
- 3) 投稿者は、「論文」・「研究ノート」・「調査・資料」・「書評論文」・「実践記録」の種別を必ず明示し、「執筆要領」の該当する規程に従って作成するものとする。ただし、種別の判断を編集委員会に委ねることができる。なお、内容によっては編集委員会で新たな種別を立てることがある。
- 4) 「論文」・「研究ノート」の掲載の適否は査読者の審査によるものとし、それ以外の著作の掲載は、原則として編集委員会が決定する。
- 5) 「論文」・「研究ノート」の査読者は、原則として日本観光学会正会員をもって充て、編集委員会が委託するものとする。
- 6) 「論文」の審査は査読者3名、「研究ノート」の審査は査読者2名によって行うものとするが、審査に当たっては「論文」・「研究ノート」の著者・査読者はいずれも匿名とする。なお、全国大会・支部研究報告会・編集委員会において支部研究報告会に準ずると認定された研究会などで執筆者が事前に口頭発表したテーマについて論文化する場合は、「論文」「研究ノート」とも査読者はそれぞれ1名ずつ減員することができる。
- 7) 査読者が、投稿者との間で「論文」・「研究ノート」に関する疑問点・変更・訂正・改善点等に関する意見交換を求めた場合には、編集委員会が仲介を行う。「論文」の掲載は、原則として半数以上の査読者が掲載を「可」と判定した場合に限るものとする。
- 8) 査読者は、投稿者との意見交換の後、投稿者により改善・訂正された「論文」・「研究ノート」を再度審査し、掲載の可否を所定書式に記入し、予め定められた期日までに編集委員会に提出しなければならない。
- 9) 「論文」・「研究ノート」の審査過程・内容および審査結果は非公開とする。（《お知らせ》の審査項目を参照のこと）
- 10) 編集委員会は、審査終了後、すみやかに審査結果（掲載の適否）を投稿者に知らせなければならない。
- 11) 編集委員会は、審査の結果、掲載「可」の判定が下された「論文」であっても、査読者から一層の改善点が指摘されている場合には著者にその旨を伝達し、再度推敲を求めることができるものとする。
- 12) 著作の投稿原稿は「執筆要領」に従って作成されていない場合は、受理しないことができるものとする。なお、当該号の原稿募集期日を過ぎて到着した投稿原稿の審査・掲載は、原則として次号回しとする。

13) 投稿する著作は推敲が十分になされていることを要する。

#### 3. 著作権

1) 『日本観光学会誌』に掲載されたすべての著作の著作権は日本観光学会に帰属するものとし、許可なく無断で転載、写真・コピー等による複写を禁止する。

2) 著作の投稿者であっても、転載等に当たっては日本観光学会の許可を受けなければならない。

#### 4. 投稿料および掲載料（1件につき）

投稿料 5,000 円（年会費と同じ口座に、原稿送付時に入金して下さい。入金をもって投稿受理となります。）

掲載料 5,000 円（掲載決定後年会費と同じ口座に入金して下さい。）

### 附 則

（投稿にあたっての注意点）

#### 1. 人権への配慮

1) 事例および観光振興のための実践の既存データを活用して研究する場合は、関係者を特定できないように匿名化して使用しなければならない。その際、事例に加工が加えられている場合はその旨を表示しなければならない。

2) 調査を実施する際に、必要がある場合には、調査関係者・地域・団体等の匿名性が守らなければならない。

3) 調査用紙（質問紙）の文言は、関係者の名誉やプライバシー等の人権を侵害するものであってはならない。

4) 調査研究の過程では、その手続き過程が詳細に示されなければならない。

#### 2. 二重投稿・多重投稿の禁止

1) 論文の投稿あるいは公表については、二重（多重）に行ってはならない。

2) 投稿あるいは公表した論文を本学会において発表する場合は、内容の一部変更・追加などの箇所を明示しなければならない。

3) 一連の連続投稿をする場合には、前著と同一でない旨を明示しなければならない。

#### 3. (施行期日)

この規定は2025年4月1日から施行する。

### ●【執筆要領】(for the English version, see the website)

#### 1. 論文等の原稿文字・用紙サイズ・枚数

1) 原稿は、原則としてMS-Wordにて作成する。それ以外の場合はソフトウェア名を明記すること。ただし、受理できない場合がある。なお、テンプレートが学会ホームページ上にあるので、それを適宜ダウンロードして活用されたい。

2) 原稿用紙サイズはA 4 サイズとし、10.5ポイントの明朝体で、1枚に2段組み配置とし、1段よこ22字×たて42行とする。

3) 「論文」はA 4 サイズ、上記の文字配列で、14～17枚（図・表を含める）15,000字以内、「研究ノート」・「調査・資料」・「実践記録」は、A 4 サイズで、上記の文字配列で、8～11枚（図・表を含める）10,000字以内、「書評論文」は、A 4 サイズで、上記の文字配列で、7枚以内を厳守する。

## 2. 題名・執筆者名の記載方法

- 1) 原稿 1 枚目には、題名・執筆者名を記載し、「論文」は和文と英文の順で要約とキーワードを記載する。「研究ノート」・「調査・資料」・「実践記録」については和文の要約・キーワードを記載し、英文の要約・キーワードは任意とする。なお、執筆者の所属機関・職名は、最下段の欄外に和文・英文にて「筆者は」として記載する。
  - 2) 題名は、和文タイトルを記載し、合わせて英文タイトルを和文タイトルの下に記載する。なお、英文タイトルの主題の先頭の冠詞は大文字、前置詞は小文字、単語の最初は大文字。副題がある場合は、副題の文頭の文字と固有名詞のみ大文字でそれ以外は小文字とする。
  - 3) 執筆者名（ネーム）には、ローマ字を併記する（名を先に、姓を後に大文字で記載する）。  
例：観光 太郎  
Taro KANKO
  - 4) 執筆者所属機関・職名の記載例  
例：著者は、××大学観光学部観光学科教授  
(英文にても表記)。
  - 5) 欧文による執筆の場合は、題名・執筆者名・要約・キーワードを英文・和文の順で記載する。
- ## 3. 本文・要約・キーワード・注・参考文献等の記載方法
- 1) 和文による本文の記述は、横書き・常用漢字・現代かなづかいを原則とする。欧文については、ネイティブ・スピーカーの閱讀済みのものとする（要約・キーワードも同様）。
  - 2) 和文の要約は 400～500 字以内とし、キーワードは 3～5 程度を記載する。英文の要約は 150～200 語以内とし、キーワードは和文と対応する 3～5 程度を記載する。
  - 3) 本文中の見出しおよび小見出しは、第 1 レベル（章）をゴシック、第 2 レベル（節）を MS 明朝で記し、1. 1., 1. 2. のように全角で番号をふる。  
例 1. はじめに  
1. 1. 概説  
また章と章の間では一行空けること。
  - 4) 本文の中で人名を記す場合は、支障がない限り、姓のみを記す。  
例 観光、Kanko
  - 5) 注（引用文献を含む）は、本文中の該当箇所の右肩に 1) のように通し番号をつけ、次の記載例に従って本文末尾に一括し、番号順に記載する。  
例 1) 観光 (1994)、25 ページ。  
2) Kanko (1993), pp. 15-23 を参照。  
なお、注の中では書誌情報は最低限の記載のみとし、参考文献の欄で完全なリストを上げること。
  - 6) 参考文献は注の後に一括して記載する。記載の順番は著者の姓によって和書は五十音順、洋書はアルファベット順とし、洋書を先に記載する。同一著者の場合には、発表年次が古い文献から下記の例にならって順次記載するものとする。  
例 Kanko, T. (1992), "On the Tourism", *Journal of Touzainanboku*, 26 (3), 15-28.  
観光太郎 (1991) 『観光学』東西出版社。  
観光太郎 (1993) 「東西南北について」『東西南北大学紀要』第 35 巻第 2 号、10～20 ページ。  
なお、ウェブサイトからの引用やダウンロードによる場合は、サイト名、URL および最終閲覧年月日も記載すること。

英文の場合、ウェブサイト以外は APAFormat (第 7 版) に従うこと。

- 7) 図・表・写真等は原稿の中に配置し、それぞれ通し番号とタイトルを付し、下側に出所を明示する。枚数は必要最小限にとどめる。地図の場合は、縮尺の凡例を明示する。また、図・表・写真等の著作権処理は投稿者の責任において行っておくこと。
  - 8) 図・表等の縮小・拡大の変更は、編集委員会の裁量とする。
- ## 4. 校正
- 著作の校正は、原則として編集委員会の定めるスケジュールに従い執筆者の責任において行うものとするが、必要に応じて編集委員会が行うことかできるものとする。
- ## 5. 抜刷
- 執筆者には、掲載誌 5 部を進呈する。それを超える場合には執筆者の費用負担とし、初校提出時に印刷所に申し出ること。また、抜刷（標準 30 部）が必要な場合は同様に初稿提出時に印刷所に申し出ること。
- ## 6. 原稿の送り先（専用フォームからのみ受理）
- 日本観光学会ホームページ（日本観光学会誌ページ）  
<http://www.kankoga.or.jp/journal.html>
- ## 7. お問い合わせ先
- 電子メールアドレス [journal@kankoga.or.jp](mailto:journal@kankoga.or.jp)  
(日本観光学会本部事務局編集委員会)